## 日常生活用具の給付又は貸与

ひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付及び貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

品目	対 象 者	個人負担
火災警報器	おおむね65歳以上の寝たきり、ひとり人暮らし高齢者など	生計中心者
自動消火器	(低所得者に限る)	の所得税額
電磁調理器	おおむね65歳以上であり、心身機能の低下に伴い防火などの配慮をしなければならない高齢者など	により利用 者負担があ ります
緊急通報装置	おおむね65歳以上のひとり人暮らし高齢者など※判定あり	, , ,

## はり・きゅう・あん摩等施術費の助成

はり・きゅう・あん摩マッサージ・指圧などを受けるときに施術費の一部を助成します。

対 象 者: 町内に住所を有する人

利用回数: 1人につき月5回以内を原則とし、年間15枚まで

助 成 額:町内施術所を利用する場合は、施術料金の2分の1を助成

(ただし1, 100円を上限とする)

町外施術所を利用する場合は、施術料金の4分の1を助成

(ただし、600円を上限とする)

## 生活支援ホームヘルプサービス

日常生活の支援が必要な高齢者などに対して 生活支援ホームヘルパーを派遣します。

対象者:介護保険の要支援1・2認定者または

事業対象者と判定された人

内 容:炊事・洗濯・掃除・買い物など

(週2時間まで)

利用料: 45分 200円

## もみじ倶楽部

### (介護予防・日常生活支援通所型サービス)

ひとり暮らしの高齢者、家に閉じこもりがち な高齢者などに対し、通所によりサービスを提 供し、要介護状態になることを予防します。

対 象 者:介護保険の要支援1・2認定者また

は事業対象者と判定された人

内 容:介護予防体操・レクリエーション

(送迎あり)

利 用 料:550円/回(昼食・おやつ代)・

材料費を集めることもあります。 実施場所:大木町健康福祉センター

問合せ先 大木町役場健康福祉課 32-1060

大木町地域包括支援センター 33-0657

## 在宅介護手当の支給

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などを介護している人へ介護手当を支給します。

対象者:在宅で、要介護4および5の高齢者または重度障害者を3か月以

上介護している人

※重度障害者は判定により決定します。

支給額:月額10,000円(年2回、1月と7月に支給)

## 回覧

町

サービスが申請によ
業として、次のような
日常生活支援総合事

## 配食サービス

調理が困難なひとり暮らしの高齢者などに対して、昼食を自宅まで配達します。

対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、重度障害者

※対象者は判定により決定します。

内 容:(月)~(金)の昼食を配達 ※祝日、盆、年末年始は休み

利用料:1食300円

## 生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)

家族がやむを得ない理由により、対象者の生活習慣の指導や支援ができないときに一次 的に養護老人ホームなどに宿泊できます。

対象者:基本的な生活習慣が困難な高齢者など ※介護保険対象者は除く

内 容:養護老人ホームなどへ宿泊(原則7日以内) 利用料:1日につき1500円

## おおき住みよか事業

在宅で生活する高齢者などに配慮した住宅に改造するための資金の一部を助成します。 対象者:介護保険の認定を受けた人や重度障害者で、その世帯の生計中心者の住民税と所 得税が非課税の人

助成額:300,000円以内(1回のみ)

## 家族介護用品(紙おむつ)の給付

在宅で寝たきりや認知症の高齢者などで、紙おむつを必要とする人に紙おむつを給付します。

対象者:在宅で生活している寝たきりや認知症の高齢者、重度障害者

※対象者は判定により決定します

内 容:月額5,000円を限度に給付券を支給

給付券の使用:町と契約を結んだ事業所

# 高齢者温祉の相談は

地域包括支援センターでは、

主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士などを中心に、

チームとして総合的に高齢者を支援します。

主治医

老人クラブ

社会福祉協議会

その他の関係機関

介護事業所

# 権利を守ること

- ●悪質な訪問販売で困っている
- ●お金の管理に自信がなくなってきた
- ●虐待にあっている
- ●虐待を受けている人がいる



護や健康のこと

(介護予防ケアマネジメンド)

●介護のサービスを受けたい

●物忘れが進んできたかも…

●介護保険の申請をしたい

●身体機能に不安がある



警察署

区長

老人福祉機関







ケアマネージャー

大木町役場

シルバー人材センター

保健所

住み慣れた地域で安心して

生活することができるように、

します。

さまざまなサービスをご案内

- ●近所の高齢者が心配…
- ●困ったときにはどんなサービスを 受けられるの?
- ●介護サービスに不満がある







大木町役場

地域包括支援センター

0944-33-0657 (直通)

## 介護保険の申請の仕方

※申請から認定まで1か月~1か月半かかります。

1 申請 福祉課で申請できます。申請は本人のほか家族でも大丈夫です。

## 必要なもの

- ●介護保険被保険者証 (40~64歳の方は健康保険証)
- ●主治医医療機関名、主治医名がわかるもの (かかりつけ医を確認しておきましょう)



## 2 調査

ご自宅(病院・施設)に訪問調査員が生活状況の聞き 取りやご様子の確認にきます。



## 3 審査

### 一次判定

訪問調査の結果を全国 統一基準でコンピュー ター分析し、判定します。

### 二次判定

一次判定や主治医の 意見書をもとに、保健・ 医療・福祉の専門家が 審査します。



## 4)認定

### 非該当

することができます。

## 要支援1.2

### 要介護1~5



介護保険のサービス は利用できませんが 町のサービスを利用 ます。

大木町地域 包括支援セン ターが担当し

居宅介護支 援事業所が 担当します。

